

通 所 介 護

重要事項説明書

社会福祉法人 容雅会

通所介護事業所 サニーポート小名浜

1. 運営法人

法人名 社会福祉法人 容雅会
代表者名 理事長 中村雅英
所在地 福島県いわき市小名浜字神成塚 133 番地 1
電話番号 0246-92-3321
F A X 番号 0246-92-3338
事業内容 第 1 種事業 特別養護老人ホーム事業（80 名）
第 2 種事業 老人短期入所生活介護事業（20 名）
老人デイサービス事業（30 名）
公益事業 居宅介護支援事業（100 名）

2. 事業所の概要

事業所名 通所介護事業所サニーポート小名浜
事業所管理者名 施設長 中村安佐子
事業所の種類 指定通所介護業所
指定予防通所介護事業所
いわき市介護予防・日常生活支援総合事業所
設立年月日 平成 27 年 5 月 1 日
事業所番号 福島県 0770407583 号
事業の目的 利用者に適切な介護を提供する。
事業所の運営方針 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上
の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感
の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的および
精神的負担の軽減を図る。

3. 事業所の職員体制

令和 3 年 4 月 1 日現在

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1 人
生活相談員	利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。	1 人以上
看護職員	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	兼務 1 人

介護職員	利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。	常勤換算 5 人以上
機能訓練指導員	機能の減退を防止するための訓練を行う。	常勤 2 名

4. 通所介護の内容

利用日	月曜日～土曜日（1 月 1 日～1 月 3 日までを除く）
利用時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
利用場所	福島県いわき市小名浜字神成塚 133 番地の 1 通所介護事業所サニーポート小名浜
利用可能設備	食堂兼デイルーム 機能訓練室、相談室 浴室（一般浴・機械浴） 送迎車

5. サービス内容

- ①送迎 ワゴン車・リフト付き介護支援ワゴン車・リフト付き介護支援車（車椅子のまま乗車できます）にて自宅まで送迎いたします。
（送迎実施地域）いわき市小名浜地区、泉地区、江名地区、鹿島地区の米田・上蔵持・久保・飯田・船戸・御代、常磐地区の三沢・水野谷・関船・下船尾・下湯長谷、渡辺地区の洞・田部・泉田・昼野の区域
- ②食事 栄養士によるバランスのとれた献立と個々の状態、嗜好に合わせた食を用意します。
- ③入浴 機械浴／座位が困難な寝たきり等の方が利用します。
一般浴／手摺り、なだらかな階段やスロープにより浴槽への出入りがしやすくなっております。
- ④機能訓練 身体機能が維持できるよう筋力訓練および動作訓練を機能訓練指導員の指導を得て個別に援助いたします。
- ⑤生活相談 利用者の日常生活における問題に対する相談援助を行います。
- ⑥利用時間 延長時間もご利用できます。但し、要介護度に応じた料金をいただきます。（7 参照）

6. 相談窓口

担当者	施設長 中村 安佐子 事務長 巽 龍也 生活相談員 芳賀 訓子
連絡先	電話 0246-92-3321（平日・土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

- ・いわき市役所保健福祉部長寿介護課 電話 0246-22-7453
- ・福島県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 024-523-2702
- ・福島県運営適正化委員会 電話 024-523-2943

7. 利用料金

指定介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、当該指定通所介護等が法廷受領代理サービスである時は、その1割～3割の額とする。

通所介護利用料（7時間以上8時間未満）※1割負担

区分	単位	一日あたりの 利用料	利用者負担金
要介護1	658	6,580 円	658 円
要介護2	777	7,770 円	777 円
要介護3	900	9,000 円	900 円
要介護4	1023	10,230 円	1,023 円
要介護5	1148	11,480 円	1,148 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ／日	56	560 円	56 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)／月	20	200 円	20 円
入浴介助加算(Ⅰ)／日	40	400 円	40 円
栄養アセスメント加算／月	50	500 円	50 円
科学的介護推進体制加算／月	40	400 円	40 円
ADL 維持等加算(Ⅰ)／月	30	300 円	30 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)／回	6	60 円	6 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の90/1000 加算	

通所介護利用料（7時間以上8時間未満）※2割負担

区分	単位	一日あたりの 利用料	利用者負担金
要介護1	658	13,160 円	1,316 円
要介護2	777	15,460 円	1,546 円
要介護3	900	18,000 円	1,800 円
要介護4	1023	20,460 円	2,046 円
要介護5	1148	22,960 円	2,296 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ／日	56	560 円	112 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)／月	20	200 円	40 円
入浴介助加算(Ⅰ)／日	40	400 円	80 円

栄養アセスメント加算／月	50	500 円	100 円
科学的介護推進体制加算／月	40	400 円	80 円
ADL 維持等加算(Ⅰ)／月	30	300 円	60 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)／回	6	60 円	12 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 90/1000 加算	

◎下記の費用については、全額自己負担となります。

- ・送迎実費 利用者の居宅が、通常の事業の送迎実施地域を越えた地点から、1 k m あたり 50 円を加算。
- ・延長料金 利用者の希望により通常要する時間を越えて通所介護を提供する場合、30 分あたり 500 円。
- ・食事費用 食事の提供に要する費用として 1 食当り 520 円（食材料費及び調理コストおやつ込み）
- ・日用品等 日常生活に要する福祉用具やおむつ等 実費（持参であれば無料）
- ・行事費用 行事参加やレクリエーションなどにかかる費用が発生する場合には事前に確認させていただきます。

8. 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の場合はサービスの提供をお断りする場合があります。
- ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービス内容の変更、又は中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治医又は医師、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

利用中に事故が発生した場合、速やかに市町村、家族、主治医または医師、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をし、その指示に従います。又、緊急の場合は看護師、責任者の判断により、病院へ緊急搬送します。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（サニーポート小名浜協力病院 中村病院 TEL0246-53-3141）

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護サービス事業者特別約款
補償の概要	施設賠償責任保険

10. サービスの提供にあたっての留意事項

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ④サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができません。
- ⑤通所介護従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務長 巽 龍也
-------------	----------

- ②成年後見人制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④通所介護従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること

して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが防止することができない場合に限ります。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

ア．事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

イ．事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

ウ．また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

エ．事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について

ア．事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

イ．事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

ウ．事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

14. 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会

議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- ①指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17. 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

18. 衛生管理等

- ①指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

重要事項の説明年月日 令和 7年 月 日

指定通所介護等の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

通所介護事業所サニーポート小名浜

説明者 生活相談員 芳賀 訓子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意します。
本書を2通作成し、利用者・事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。
私は契約書および本書面により事業者から指定通所介護等についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

保証人 住所

氏名 印

(利用者との関係：)